

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
条例の改正について（議案第31号）

子育て施設課

1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、通園を目的とした自動車を運行する場合、ブザーその他の車内に残る子どもの見落としを防止する装置を設置し、降車時に子どもの所在を確認しなければならないこととする。
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育及び保育に従事する職員について、1人に限り、看護師等をもって代えることができることとする。

3 施行期日

令和5年4月1日